大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和4年9月2日から令和5年1月4日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市 産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年9月2日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル宇部中央店 所在地 宇部市中央三丁目1960の3

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	犬飼 新

- 3 変更に係る事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33 番8号	眞貝 康一	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33	犬飼 新	令和4年6月24日
	番8号		代表者変更

4 届出年月日

令和4年8月19日